

外国人措置入院者への多言語対応モデル事業

【事業背景・目的】

- 通訳を要する外国人緊急措置・措置入院者の状況
H26:3件(中2 英1) H27:3件(中2 英1) H28:0件
入院期間：非該当3件、9日:1件、1か月:1件、3か月:1件
- 現状は指定病院等に多言語対応をお願いしている。
- 今後も増加が見込まれるため、行政処分で入院している外国人措置入院者への医療等の提供のために、多言語対応を**平成30年4月よりモデル的に実施**。
- モデル実施の結果を踏まえて、平成31年度以降の体制を検討する。

【事業概要】

大阪府・大阪市・堺市
共同事業

対象者 大阪府・大阪市・堺市が措置した患者にかかる、医療等の提供において通訳対応が必要な者
※ 措置入院中に限る

対応言語 英語・中国語・韓国語

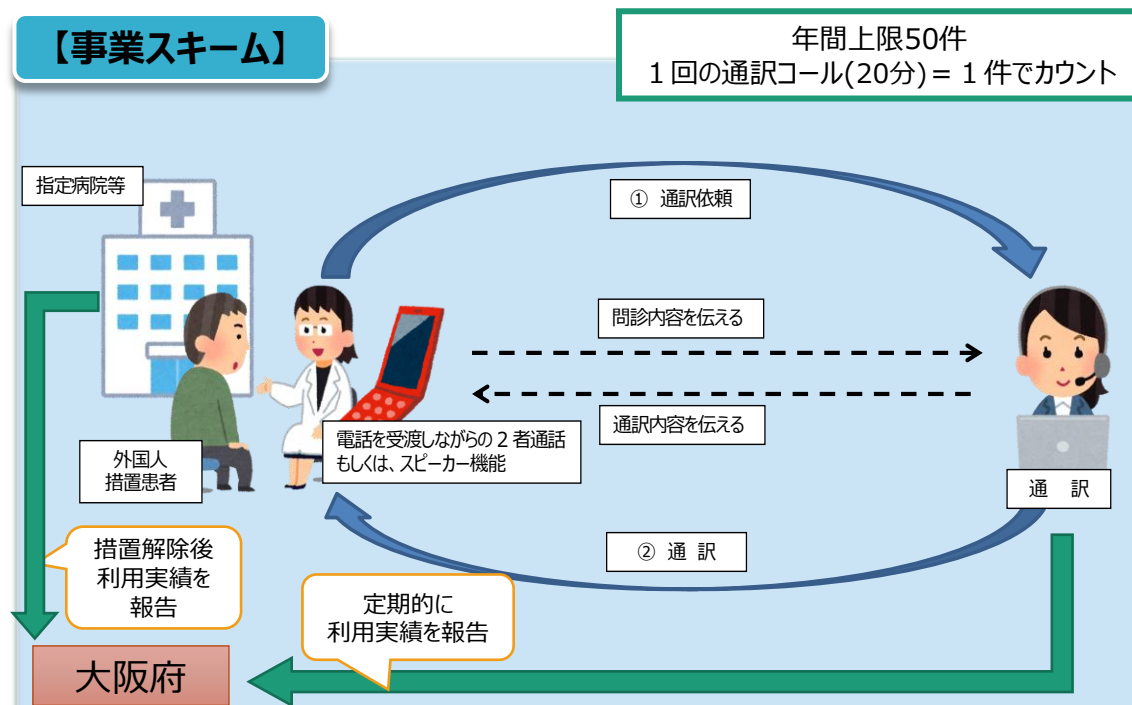
対象病院 通訳対応が必要な措置入院患者を受け入れた指定病院等

実施内容 診療場面等、必要に応じて専用回線に電話し（通話料は医療機関負担）、患者との間の通話での医療通訳を実施（右図）

実施方法 上記サービスを提供している業者に委託（24時間対応）

実績確認 業者からの実績報告とともに、利用医療機関に確認（平成30年7月2日現在利用なし）

【事業スキーム】



【事業評価】

- 利用した医療機関に対し、アンケート（もしくはヒアリング等）にて、事業利用時の効果・課題等を確認。
- 上記を取りまとめの上、平成31年度以降の体制構築の検討資料とする。
- とりまとめ結果については、医療機関にフィードバック予定。

【スケジュール】

4月上旬事業についてアナウンス
中旬利用手引きの送付
下旬事業開始

9月頃に
中間とりまとめ

2月or3月頃に
とりまとめ